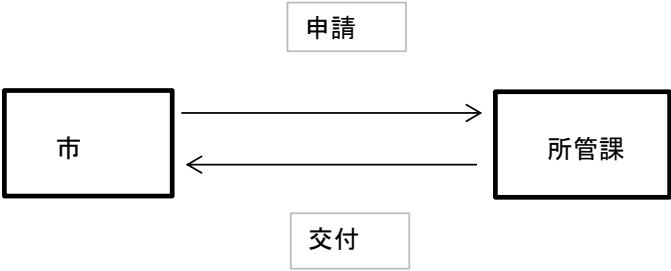


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	河川保全立体区域における行為の許可	
処 分 の 概 要	土地の掘さく、盛土又は切土、工作物の新築、改築又は除却などをしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第58条の4第1項	
所 管 課	道路河川管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標 準 処 理 期 間	計	未設定
審 査 基 準	1(法律上の規定による基準) 河川法施行令 第35条の2(河川保全区域における行為で許可を要しないもの) 法第58条の4第1項ただし書の制令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一 耕耘 二 次に掲げる行為で、これらの行為による載荷重の増加が1平方メートルにつき2トン未満のもの イ 地表から高さ1メートル以内の盛土 ロ 地上又は地表から深さ1メートル以内の地下における工作物の新築又は改築 ハ 土石その他の物件の集積 三 地表から深さ1.5メートル以内の土地の掘削又は切土 四 地上又は地表から深さ1メートル以内の地下における工作物の除却 五 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為 【根拠法令等】 河川法 (河川保全立体区域における行為の制限) 第五十八条の四 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 一 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 二 工作物の新築、改築又は除却 三 載荷重が一平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号)ほか	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。